

表-3 下水排除基準

排水量 項目		単位	特定事業場			非特定事業場
			50m ³ /日以上	30m ³ /日以上	30m ³ /日未満	非直罰対象事業場
有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.03	0.03	0.03	0.03
	シアン化合物	mg/ℓ	1	1	1	1
	有機燐化合物	mg/ℓ	1	1	1	1
	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.1	0.1	0.1
	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.2	0.2	0.2	0.2
	砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.1	0.1	0.1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.005	0.005	0.005	0.005
	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.003	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	0.1	0.1	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	0.1	0.1	0.1
	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2	0.2	0.2	0.2
	四塩化炭素	mg/ℓ	0.02	0.02	0.02	0.02
	1・2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	0.04	0.04	0.04
	1・1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1	1	1	1
	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4	0.4	0.4	0.4
	1・1・1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3	3	3	3
	1・1・2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06	0.06	0.06	0.06
	1・3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02	0.02	0.02	0.02
	チウラム	mg/ℓ	0.06	0.06	0.06	0.06
	シマジン	mg/ℓ	0.03	0.03	0.03	0.03
	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2	0.2	0.2	0.2
	ベンゼン	mg/ℓ	0.1	0.1	0.1	0.1
	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.1	0.1	0.1
	ほう素及びその化合物	mg/ℓ	10	10	10	10
	弗素及びその化合物	mg/ℓ	8	8	8	8
	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/ℓ	380(125)※	380(125)※	380(125)※	380(125)※
	1・4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5	0.5	0.5	0.5
	ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	10	10	10	10
環境項目	クロム及びその化合物	mg/ℓ	2	2	2	2
	銅及びその化合物	mg/ℓ	3	3	3	3
	亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	2	2	2	2
	フェノール類	mg/ℓ	5	5	5	5
	鉄及びその化合物(溶解性)	mg/ℓ	10	10	10	10
	マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/ℓ	10	10	10	10
	生物化学的酸素要求量 BOD	mg/ℓ	600(300)	600(300)	600(300)	600(300)
	浮遊物質 量 SS	mg/ℓ	600(300)	600(300)	600(300)	600(300)
	ノルマルヘキサン	mg/ℓ	5 ※	5 ※	5	5
	抽出物質含有量	mg/ℓ	30 ※	30 ※	30	30
	窒素含有量	mg/ℓ	240(150)※	240(150)※	240(150)	240(150)
	燐含有量	mg/ℓ	32(20)※	32(20)※	32(20)	32(20)
	水素イオン濃度 pH	指数	5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)
	温度	℃	45(40)	45(40)	45(40)	45(40)
	沃素消費量	mg/ℓ	220	220	220	220
	色		支障をきたさないこと	支障をきたさないこと	支障をきたさないこと	支障をきたさないこと

備考：1. ()内の数値は、製造業又はガス供給業に適用する。
2. ※印 大阪府生活環境の保全に関する条例の上乗せ基準による。
3. 基準値中**太枠**は、直罰による規制に係る排除基準である。